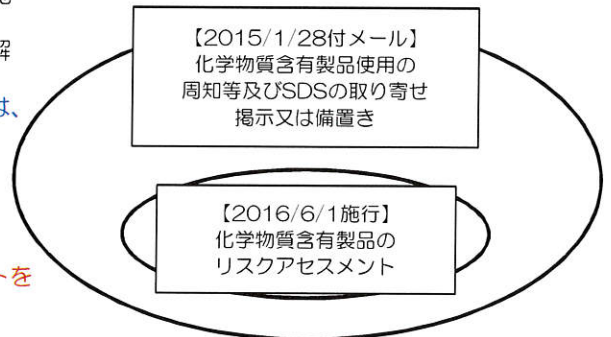


## ◆化学物質のリスクアセスメントについて

2015年1月にメール配信した化学物質の安全データシート（SDS）に関する通達は、労働安全衛生法101条第2項の規定による措置です。（化学物質含有製品使用の周知及びSDSの掲示又は備え置き等）

一方、本年（2016年）6月1日から、一定の危険性・有害性が確認されている化学物質について、リスクアセスメントの実施が義務化されました。法改正の要点や実施要領等は、厚生労働省のリーフレットやホームページ等で、概ね理解できると思いますが、**リスクアセスメントの具体的な方法については、厚生労働省が幾つかの事例を示していますが、建設現場でそのまま活用するには、問題があります。**



そこで、添付のシートを使用して、**化学物質のリスクアセスメントを実施することにしました。**

下表に記載の材料を対象として、リスクアセスメントを実施して下さい。

SDSに基づき、『対象』欄に「○」を記入すれば、リスク評価及び低減対策ができるようになっています。

リスク低減対策は『標準版』が表示されますので、作業所条件に合わせた対策を『その他記載』欄に追記して下さい。

**リスクアセスメント実施後、関係者全員で周知会を開催し、サインされたシートをSDSと共に掲示、又は、備え置きして下さい。**

なお、**化学物質のリスクアセスメントは、該当材料を使用する「事業主（協力会社）」が実施すべきものです。作業開始前に、化学物質のリスクアセスメントシート（協力会社用）を提供して、リスクアセスメントを実施するよう指導して下さい。**

協力会社用シートでは、**リスク低減対策を、協力会社が検討して記載するようになっております。**

また、協力会社と打合せをして、追加の対策があれば、『**その他記載**』欄に追記することも可能です。

【リスクアセスメント実施対象材料】

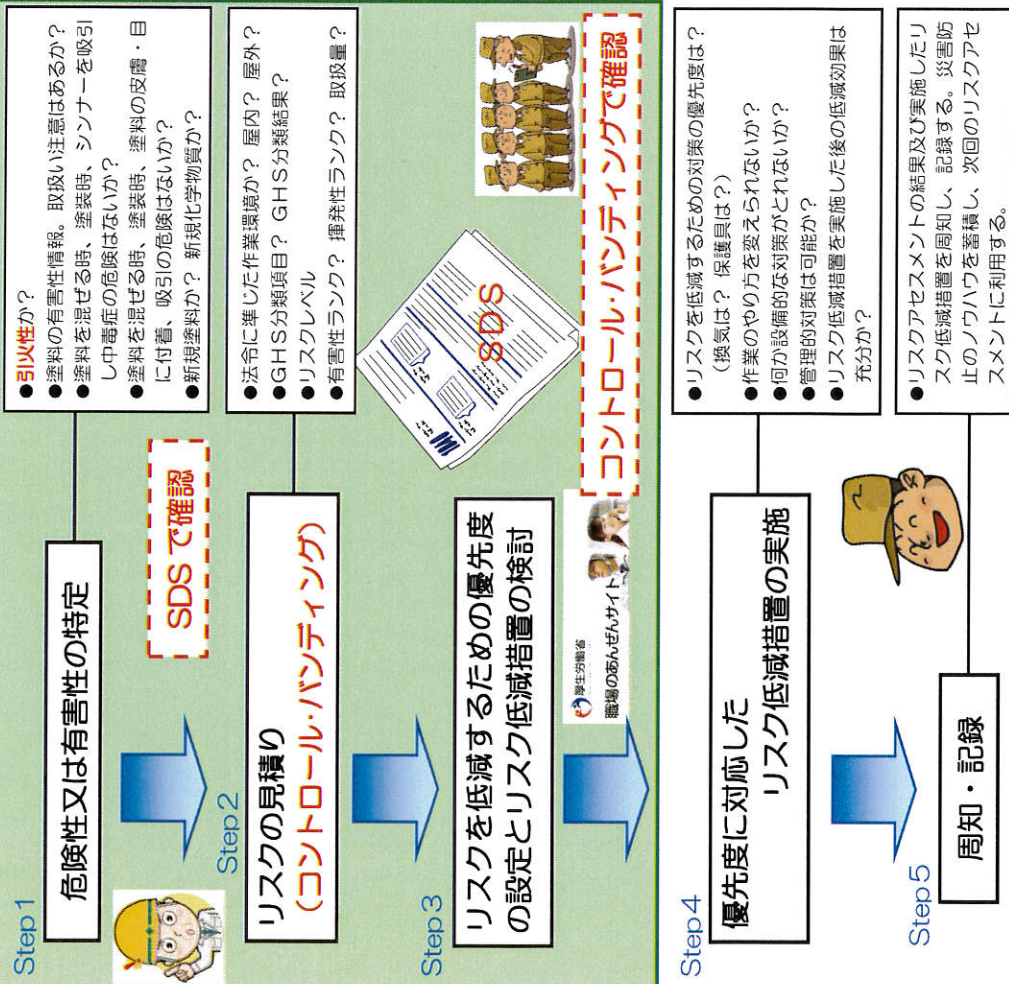
工種	材料
杭工事	セメント、安定液
土・山留め工事	地盤改良材、グラウト材、止水材、濁水（汚水）処理剤（水質調整材）
鉄筋・鉄骨工事	防錆剤、耐火被覆材
型枠工事	剥離剤
左官工事	セメント、吸水防止材、接着増強材、補修材（プレミックス）
塗装工事	有機溶剤系塗料、水系塗料、剥離剤（リムーバ）
防水工事	アスファルト防水材、塗膜防水材、シート防水材、FRP防水材、接着剤
防水工事（目地）	弾性シーリング材、油性コーキング材
内外装材	接着剤、塗り床剤、現場発泡ウレタン
その他	作業所長が特定した材料

※溶接棒・酸素・アセチレン・炭酸ガス等は、化学物質とは異なる規定で規制されているため、リスクアセスメントの実施対象外としています。ただし、一覧表掲示やSDSの掲示又は備え置きは、従前どおりです。

# 化学物質について リスクアセスメントの実施が義務となります ■施行日 平成28年6月1日

## リスクアセスメントとは

作業場における**危険性**又は**有害性**を特定し、それによる労働災害（健康障害を含む）の**重篤度**（災害の程度）とその**発生する可能性**の度合いを組み合わせることでリスクを見積もり、その大きさに基づいてリスクを低減するための対策の優先度を決めた上で、リスクの低減措置を検討し、その結果を従業員・作業等に周知し、記録すること。



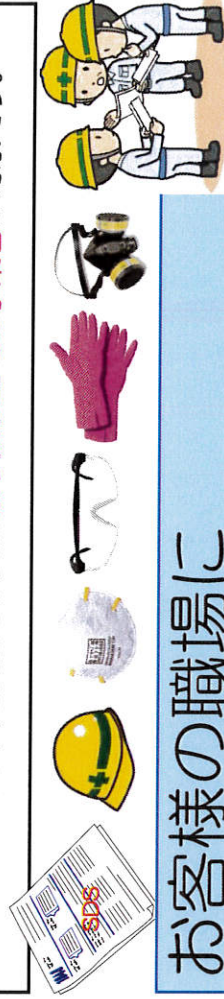
# あなたの職場に SDS は、ありますか？

## 労働安全衛生法が改正されました ～ 平成26年6月25日公布 ⇒ 平成28年6月1日施行 ～

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事業の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するため、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成26年法律第82号）が平成26年6月25日に公布されました。改正項目は7項目あり、うち1項目がリスクアセスメントの義務化として公布されました。

## 化学物質について リスクアセスメントの実施が義務となります ■施行日 平成28年6月1日

- 一定の**危険性・有害性**が確認されている**化学物質**※による**危険性**又は**有害性**等の調査（リスクアセスメント）の実施が**事業者の義務**となります。（※：H28年6月現在、640物質）
- 事業者には、リスクアセスメントの結果に基づき、**労働安全衛生法令の措置を講じる義務**があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが**努力義務**となります。
- 上記の化学物質を製造し、又は**取り扱う全ての事業者**が対象です。



## お客様の職場に SDS を渡してありますか？

### 塗料塗装普及委員会

- （一社）日本塗料工業会 〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-12-8 東京塗料会館  
TEL : 03-3443-2011 FAX : 03-3443-3599 URL : <http://www.toyo.or.jp/>
- 日本塗料商業組合 〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-12-8 東京塗料会館  
TEL : 03-3443-5100 FAX : 03-3443-5199 URL : <http://www.nittosho.or.jp/>
- （一社）日本塗装工業会 〒150-0032 東京都渋谷区鶯谷町19-22 塗装会館  
TEL : 03-3770-9901 FAX : 03-3770-9980 URL : <http://www.nittoso.or.jp/>

# GHSマークで リスクアセスメントのスタート!!

GHSマーク（絵表示）があったら、SDSの確認とリスクアセスメントの実施につなげましょう

安全データシート (SDS) には、GHSマーク（絵表示）が記載されています。このマークは、製品の危険性を示すために使用されます。

（製品の名称）  
（絵表示）  
（注意喚起語）  
**危険**

（危険有害性情報）  
・引火性液体及び蒸気  
・吸入すると有毒  
・火気厳禁  
・防毒マスクを使用する  
・防爆構造の器具を用いる

## 化学物質などによる危険性または有害性の特定

化学物質などについて、リスクアセスメントなどの対象となる業務を洗い出した上で、SDSに記載されているGHS分類などに即して危険性または有害性を特定します。

**ラベル**

ラベルによって、化学物質の危険有害性情報や適切な取扱い方法を伝達・確認（容器や包装にラベルの貼付や印刷）

**SDS（安全データシート）**

事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達・確認

### <危険有害性クラスと区分（強さ）に応じた絵表示と注意書き>

<b>【炎】</b> 可燃性/引火性ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 など	<b>【炎】</b> 支燃性/酸化性ガス 酸化性液体・固体	<b>【爆発物】</b> 爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物
<b>【腐食性】</b> 金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重大な損傷性	<b>【ガスボンベ】</b> 高圧ガス	<b>【とくろ】</b> 急性毒性 (区分1~3)
<b>【感嘆符】</b> 急性毒性 (区分4) 皮膚刺激性(区分2) 眼刺激性(区分2A) 皮膚感作性 特定標的臓器毒性 (区分3) など	<b>【環境】</b> 水生環境有害性	<b>【健康有害性】</b> 呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (区分1, 2) 吸引性呼吸器有害性

# 化学物質を扱う際には、 保護具を適切に使用しましょう

化学物質による事故はあなたの職場でも起こります

塗料など化学物質を扱う事業場では、溶剤や薬品などの飛沫を身体にばく露することによる薬傷・やけど等の災害が年間300件以上発生しています。中でも、重篤度の高い目の災害は年間100件近くにのぼります。また、有機溶剤中毒の災害も多く報告されています。

## 原因 あなたの職場にも、こうした危険はありませんか？

マスクはしていますか？  
汚れていませんか？  
有機溶剤中毒は重篤度が高い

**保護具の管理が不適切**

さまざまな作業場に、溶剤や油、粉じんなどが存在します  
目の災害は重篤度が高い

**保護めがねを着用していない**

奇性ソナーなどの強アルカリ溶剤は身近に使われています

**総表示**  
・皮膚腐食性  
・眼に対する重篤な損傷性

**作業に応じた保護具の選定・着用なし**

## 対策 適切な保護具の使用について、職場内を再点検！

使用前後点検表

**使用前後の点検、日常の保守管理**

**保護具着用！**  
着用しない方の入場お断り！

**保護マスク・メガネ 着用のルール化**

**適正保護具の写真掲示**

**適正保護具着用を 作業規定等に明記**

**【塗装】**  
・ヘルメット  
・保護マスク  
・保護めがね  
・保護手袋

労働者の保護具の使用状況の確認、安全衛生教育もしっかり行いましょう!!